

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（対象者）</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、<u>当該子どもに係る医療費の助成については、対象者とし</u>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〔略〕</li> <li>児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</u></li> </ul>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〔略〕</li> <li>児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3</u>に規定する里親に委託されている者</li> </ul>

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。